

# 八潮市パートナーシップ宣誓制度 申請の手引き



## — 八潮市パートナーシップ宣誓制度とは —

LGBT 等の様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度の対象にならない方々が、互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であることを宣誓したことを証明する制度です。

この制度は、法的な効力（婚姻や親族関係の形成等）を生じさせるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が自分らしく、輝いて暮らせることを八潮市として応援するものです。



八潮市

## 目 次

|    |                    |    |
|----|--------------------|----|
| 1  | パートナーシップ宣誓制度の目的    | 1  |
| 2  | 宣誓を行うことができる方       | 2  |
| 3  | 宣誓の流れ              | 3  |
| 4  | 宣誓に必要な書類           | 4  |
| 5  | パートナーシップ宣誓証明書等の交付  | 5  |
| 6  | パートナーシップ宣誓証明書等の再交付 | 6  |
| 7  | 届出事項の変更            | 6  |
| 8  | パートナーシップ宣誓証明書等の返還  | 6  |
| 9  | ファミリーシップの届出        | 7  |
| 10 | 自治体間の連携            | 8  |
| 11 | Q & A              | 10 |

### 事前予約・受付手続先

八潮市 企画財政部 人権・男女共同参画課  
〒340-8588 八潮市中央 1-2-1  
電話 048-996-2111 内線 811  
Fax 048-995-7367  
E-mail [jinken-danjo@city.yashio.lg.jp](mailto:jinken-danjo@city.yashio.lg.jp)

## 1 パートナーシップ宣誓制度の目的

近年、LGBT等の性的少数者についての社会的な認知度が高まりつつあり、本市においても市民意識調査におけるLGBTという言葉の認知度（知っている）は、平成28年度調査の44.8%から令和元年度調査の85.3%へと大幅に上昇しており、LGBT等についての理解が広がってきています。また、民間の調査会社による調査によると、日本では約8.9%の人がLGBT等に該当するとの結果も報告されています。

一方でLGBT等の性的少数者には様々な社会的障壁があり、LGBT等であることを理由に困難な状況に置かれている人が地域社会の理解のもと安心して暮らせる環境の整備が必要とされています。

市では、八潮市男女共同参画プランや八潮市人権施策推進指針における基本理念に基づき、性自認や性的指向などの違いに関わらず「誰もが自分らしく、輝いて暮らせるまちづくり」を推進するため、また、性的少数者に関する社会的理解の広がりや多様性を認めあう社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓制度を導入するものです。



## 2 宣誓を行うことができる方

一方又は双方が性的少数者でかつパートナーシップ関係にある二人で以下の要件を満たしていることが必要です。

- ① 年齢要件
  - ・民法に規定する成年に達していること。
- ② 住所要件
  - ・双方が八潮市内に住所を有していること。
  - ・一方が八潮市内に住所を有しており、他方が市内への転入を予定していること。
  - ・双方が八潮市内への転入を予定していること。
- ③ その他
  - ・双方ともに配偶者がいないこと及び双方ともに他の者とパートナーシップ関係にないこと。
  - ・民法に規定する婚姻できない近親者同士の関係（直系血族及び三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。

- ※ 直系血族 …………… 祖父母、父母、子、孫等  
三親等内の傍系血族 …………… 兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪  
直系姻族 …………… 子の配偶者、配偶者の父母、配偶者の祖父母等
- ※ 性的少数者とは …………… 性的指向が必ずしも異性愛のみでない方、または  
性自認が出生時の性とは異なる方。
- ※ パートナーシップ関係とは …… 互いを人生のパートナーとして、日常生活において  
継続的に同居すること及び相互に協力することを約束  
した二人の関係。

### 3 宣誓の流れ

#### ① 予約

窓口、電話、メールであらかじめ宣誓日を予約してください。



#### ② 宣誓

予約した宣誓日に必ずパートナー二人で来庁してください。本人確認書類を提示の上、職員の面前で二人揃って各種書類に署名していただきます。なお、手続きに必要な添付書類も併せて提出していただきます。



- #### ③ パートナースhip宣誓証明書及びパートナースhip宣誓証明カードの交付
- 後日（概ね 1 週間程度）、宣誓証明書及び証明カードをそれぞれ二人に送付します。来庁しての受取りも可。

#### 注 意

転入予定で宣誓を行った方の宣誓証明書及び証明カードは、実際に八潮市に転入し、住民票の写し等を提出した以降の交付となります。この場合、カードを交付するまでの間は、「パートナースhip宣誓受付票」を交付しますので、転入後、速やかにパートナースhip宣誓受付票及び住民票の写し等を提出してください。なお、転入予定日から2週間を経過しても「パートナースhip宣誓受付票及び住民票の写し等」の提出がなかった場合は、改めて宣誓が必要となりますのでご注意ください。

#### その他

性別違和等の理由により、通称を使用している方は、宣誓書に通称を使用することができます。この場合、必要な書類も変わりますので、事前にお申し出ください。

## 4 宣誓に必要な書類 (①～④は事前にご用意ください)

- ① 本人確認ができる書類  
次のいずれか 1 点または 2 点を提示してください。
  - ア 1 点でよいもの
    - ・マイナンバーカード
    - ・運転免許証
    - ・旅券（パスポート）
    - ・障がい者手帳
    - ・その他官公署が発行した免許証、資格証明書等で本人の写真が貼付されたもの
  - イ 2 点の提示が必要なもの（本人の写真が貼付されていないもの）
    - ・健康保険証
    - ・年金手帳など
- ② 住民票の写し又は住民票記載事項証明書  
住民票は「マイナンバー」や「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの（発行から 3 か月以内のもの）をそれぞれ 1 通ずつ提出してください。なお、同一世帯の場合は 1 通で可。  
※ 市内への転入を予定している場合は、その事実が確認できる書類（転出証明書、賃貸借契約書の写し等）
- ③ 独身証明書、戸籍抄本など独身であることが証明できる書類  
本籍地市町村から取得し、1 人 1 通ずつ提出してください。（発行から 3 か月以内のもの）
- ④ 通称を使用していることがわかる書類（通称を使用する方のみ）  
社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に通称を使用していることがわかる資料を提示してください。
- ⑤ パートナーシップ宣誓書（宣誓日当日にお渡しします）  
宣誓するお二人が職員の面前で自ら署名の上、提出してください。
- ⑥ パートナーシップの宣誓に関する確認書（宣誓日当日にお渡しします）  
「確認事項」の欄を記入し、署名していただきます。

## 5 パートナーシップ宣誓証明書等の交付

宣誓された二人にそれぞれパートナーシップ宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付します。

### 【パートナーシップ宣誓証明書】（A4サイズ）

様式第3号（第5条関係） 交付番号 1 番

**パートナーシップ宣誓証明書**

〇〇〇〇 様      〇〇〇〇 様  
 （ 年 月 日生）      （ 年 月 日生）

住所      住所  
 八潮市〇〇〇〇      八潮市〇〇〇〇

令和 年 月 日付で〇〇 〇〇 様と〇〇 〇〇 様から、八潮市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をしたことを証明します。

これからの人生を互いに支えあい、歩まれるお二人のご多幸をお祈り申し上げます。

八潮市は、市民一人ひとりが互いに価値観などの違いを認め合い、誰もが自分らしい生き方ができるまちの実現を目指しています。

今後とも、お二人が八潮市民としていきいきと活躍されることを期待いたします。

令和 年 月 日  
 八潮市長  
 大山 忍



### 【パートナーシップ宣誓証明カード】（カードサイズ）

（表）

（裏）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>パートナーシップ宣誓証明カード</b></p> <p style="text-align: right;">【NO. 】</p> <p>八潮市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をしたことを証明します。</p> <p>宣誓日 令和 〇年 〇月 〇日<br/>         戸籍上の氏名の ※通称使用の場合の<br/>         〇〇 〇〇 様      〇〇 〇〇 様<br/>         年 月 日生      年 月 日生<br/>         ファミリーシップ対象の子供<br/>         〇〇 〇〇 様      〇〇 〇〇 様<br/>         年 月 日生      年 月 日生</p> <p style="text-align: right;"></p> | <p>「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されています。</p> <p>この証明カードは、お二人が互いを人生のパートナー・ファミリーとして、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを八潮市が証するものです。</p> <p>法的効力を有するものではありませんが、この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外することはできません。</p> <p style="text-align: right;">八潮市長 大山 忍</p> <p>〇〇 〇〇 様      〇〇 〇〇 様<br/>         （平成〇年〇月〇日生）      （平成〇年〇月〇日生）</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 6 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書や証明カードの紛失や毀損などの事情により、再交付を希望される場合には、最初の宣誓から 10 年間は再交付します。「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

なお、最初の宣誓から 10 年間以降は、必要書類を添付して、再度宣誓が必要になります。

## 7 届出事項の変更

転居や通称使用など、宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることがわかる書類など）を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書等の再交付を希望する場合は、併せて「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

## 8 パートナーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップ関係の解消や一方が死亡したとき、市外への転出などの場合は、証明書及び証明カードを市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、併せて「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

※ただし、本市が連携協定を締結している自治体（P8）への転出の場合は返還の必要はありません。

## 9 ファミリーシップの届出

ファミリーシップとは、パートナーシップの関係にある方が、その一方又は双方のお子様（養子を含む）と継続的な共同生活を行っている関係のことです。宣誓をした方及び宣誓をしようとする方は、届け出ることにより、ファミリーシップとして、お子様の氏名を証明カードに記載することができます。

### 【必要な書類】

- ① ファミリーシップ記載届出書
- ② 戸籍抄本（ファミリーシップに含めようとするお子様の記載があるもの）
- ③ 本人確認ができる書類

次のいずれか 1 点または 2 点を提示してください。

#### ア 1 点でよいもの

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・障がい者手帳
- ・その他官公署が発行した免許証、資格証明書等で本人の写真が貼付されたもの

#### イ 2 点の提示が必要なもの（本人の写真が貼付されていないもの）

- ・健康保険証
- ・年金手帳など

### 【届出をしようとしている方へ】

パートナーシップの宣誓は、主に宣誓する方に関わる事柄であるのに対し、ファミリーシップの届出は、お子様にも関わる事項です。そのため、お子様がファミリーシップの関係や制度を理解できるよう、お子様の発達段階に合わせて継続的に説明を行うとともに、お子様の意思を十分に尊重してください。

### 【証明カードに氏名を記載されたお子様へ】

「パートナーシップ宣誓証明カードに関する申立書」を提出することにより、証明カードから自身の氏名を削除するよう申し立てることができます。

## 10 自治体間の連携

令和6年4月12日に、埼玉県内のパートナーシップ制度を実施する62自治体で、「パートナーシップ宣誓制度に係る連携に関する協定」を締結しました。

これにより、協定する自治体間であれば、転入・転出後も、各自治体が定める簡易な手続きでパートナーシップ制度を継続して利用することができます。

※パートナーシップ制度は各自治体が独自に定めるものであるため、制度の要件や手続きが統一されるものではありません。

転入・転出の際には、必ず事前に当該自治体の制度内容をご確認ください。

### 【手続きに必要な書類】 (①、②は事前にご用意ください)

#### ① 本人確認ができる書類

次のいずれか1点または2点を提示してください。

##### ア 1点でよいもの

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・障がい者手帳
- ・その他官公署が発行した免許証、資格証明書等で本人の写真が貼付されたもの

##### イ 2点の提示が必要なもの（本人の写真が貼付されていないもの）

- ・健康保険証
- ・年金手帳など

#### ② 転出元の自治体が発行したパートナーシップの証明書等

（職員で確認後、写しを取って原本をお返しいたします。

なお、原本には本市で手続きした日付等を裏書させていただきます）

#### ③ パートナーシップ宣誓書等交付申請書（申請日当日にお渡しします）

申請するお二人が職員の面前で自ら署名の上、提出してください。

【パートナーシップ連携協定自治体一覧】  
○埼玉県内の全市町村

☆当課での手続きは全て対面で実施しております。  
郵送での書類の受付は実施しておりませんので、ご承知おきください。



## 11 Q&A



Q1 パートナーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は、民法に定められた法律行為であり、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養の義務など様々な権利、義務が発生します。一方で八潮市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づきお二人のパートナーシップ関係を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。このため、宣誓により、戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。



Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか？

A2 本制度を導入することにより、性的少数者に関する社会的理解の広がりや多様性を認めあう社会の実現を目指しています。また、八潮市が多様性を認めあう自治体であるという意思表示でもあります。



Q3 宣誓証明書や証明カードに費用はかかりますか？

A3 宣誓証明書や証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく住民票や戸籍抄本等の交付手数料は自己負担となります。





Q4 宣誓証明書や証明カードは宣誓日当日に交付されますか？

A4 即日交付はできません。原則として、宣誓後概ね 1 週間程度で郵送又は窓口で交付します。



Q5 パートナー間で普通養子縁組をしていますか、宣誓できますか？

A5 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは近親者となりますが、八潮市のパートナーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士が法的な関係やパートナーシップを築く目的で普通養子縁組をしている場合は、宣誓することができますのでご相談ください。



Q6 通称は使用できますか？

A6 性別違和等の理由により、普段、通称を使用している方は、通称を使用することができます。通称使用を希望する方は、日常生活において、その通称を使用していることがわかる書類（社員証や、学生証、通称で届いた郵便物など）を宣誓時に提示してください。交付する「宣誓証明カード」は表面が通称、裏面が戸籍上の氏名が記載されたものになります。





Q7 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか、または一人で宣誓することはできますか？

A7 宣誓は本人確認とお二人の意思を確認する必要がありますので、代理での宣誓やお一人での宣誓は行っておりません。必ず宣誓するお二人でお越しください。



Q8 宣誓することで新たに認められる行政サービスはありますか？

A8 基本の申込資格があり、市営住宅の入居を希望している場合には、証明書等をもって、「婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として扱い、入居資格が得られます。



Q9 宣誓証明書を持ったことで住民票や課税証明書などの取得に委任状は不要になるのでしょうか？

A9 八潮市パートナーシップ宣誓制度は、法的効力を発生するものではないため、宣誓証明書を持ったことで委任状が不要になることはありません。従来の要件（同一世帯や同一生計など）を満たしていない限り委任状は必要です。





Q10 八潮市外に転出するときは、どうしたらいいですか？

A10 双方または一方が協定する市町村以外の市町村に転出した時は、宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、併せて「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。  
協定する市町村内への転出の場合は、上記書類の返還は必要ありません。



Q11 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A11 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、併せて「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。



Q12 プライバシーは守られますか？

A12 宣誓はプライバシーに配慮し、個室で対応します。提出された書類や記載されている内容等の個人情報については外部に情報を提供することはありません。



## 表紙のロゴマークについて

八潮市では、「互いに認め合い人権を尊重する社会づくり」を進めるため、性的指向や性自認に係る性的少数者の方を応援するとともに、正しい理解を促進するため、LGBT等のイメージカラーであるレインボーカラーのロゴマークを使用しています。

### <ロゴマークのデザインモチーフ>

- ハート：愛、おもいやり、やさしさ、理解 / シラコバト：平和、はばたく
- / 四つ葉のクローバー：希望、誠実、幸運、幸運の象徴 / さくら
- (花)：やさしさ、美 / 蝶：美しさ、喜び、飛び立つ、Next Stage
- / レインボーカラー：LGBT等のイメージカラー
- / <sup>アライ</sup> Ally：LGBT等のことを理解し応援する人





八潮市 企画財政部 人権・男女共同参画課

〒340-8588 八潮市中央 1-2-1

電話 048-996-2111 内線 811

Fax 048-995-7367

E-mail [jinken-danjo@city.yashio.lg.jp](mailto:jinken-danjo@city.yashio.lg.jp)

☆令和8年更新